



## 事業所用家屋貸付等申告書について

### 1. 申告書を提出する必要がある方

事業を行う方（事業所税の納税義務者）に事業所用家屋を貸し付けている方は、事業所用家屋ごとに申告書を作成して提出してください。

### 2. 申告期限

新たに貸付けを行った日から1月以内

### 3. 事業所用家屋（貸しビル等）の共用部分について

#### (1) 事業所床面積の算出

貸し付けている事業所用家屋内に、共用する部分の床面積がある場合は次により事業所床面積を算出してください。

$$\begin{aligned} \text{テナントの事業所床面積} &= \text{テナントの専用床面積} + \text{テナントの共用床面積} \\ & \left( \text{テナントの共用床面積} = \text{共用部分の合計} \times \text{テナントの専用床面積} / \text{専用部分の合計} \right) \end{aligned}$$

（事例）6階建ての貸ビルに事業者2社（A、B）がテナントとして入居している場合の事業所床面積の算出方法

家屋の延べ床面積 6,540 ㎡				各テナントに係る事業所床面積（専用部分+共用部分）の算出				
	専用部分の合計	6,000 ㎡	共用部分の合計	540 ㎡	事業者等	専用床面積	共用床面積	事業所床面積
6F	居住用	1,000 ㎡	共用部分	40 ㎡	6F 居住用	1,000 ㎡	$540 \text{ ㎡} \times 1,000 \text{ ㎡} / 6,000 \text{ ㎡} = 90 \text{ ㎡}$	1,090 ㎡
5F	空室（C物流（株）退去）	1,000 ㎡	共用部分	100 ㎡	5F 空室	1,000 ㎡	$540 \text{ ㎡} \times 1,000 \text{ ㎡} / 6,000 \text{ ㎡} = 90 \text{ ㎡}$	1,090 ㎡
4F	自社使用	1,000 ㎡	共用部分	100 ㎡	4F 自社使用	1,000 ㎡	$540 \text{ ㎡} \times 1,000 \text{ ㎡} / 6,000 \text{ ㎡} = 90 \text{ ㎡}$	1,090 ㎡
3F	B倉庫（株）	1,000 ㎡	共用部分	100 ㎡	3F B倉庫（株）	1,000 ㎡	$540 \text{ ㎡} \times 1,000 \text{ ㎡} / 6,000 \text{ ㎡} = 90 \text{ ㎡}$	1,090 ㎡
2F	（株）A銀行	1,000 ㎡	共用部分	100 ㎡	1F 2F （株）A銀行	2,000 ㎡	$540 \text{ ㎡} \times 2,000 \text{ ㎡} / 6,000 \text{ ㎡} = 180 \text{ ㎡}$	2,180 ㎡
1F	（株）A銀行	1,000 ㎡	共用部分	100 ㎡				



（注）床面積は、1平方メートルの100分の1未満を切り捨てて算出してください。

「専用部分」とは、専ら事業所等として使用する部分（住宅にあつては、専ら居住の用に供する部分）をいいます。

「共用部分」とは、階段、廊下、エレベーター等構造上共同の用に供する部分をいいます。

自社使用している事業所等や空室等も含めて算出してください。

※上記の事例は、同一ビル内に、事業用部分と居住用部分があり、共用部分が明確に区分できない場合ですが、それぞれの共用部分が明確に区分できる場合は分けて算出します。

#### (2) 特定防火対象物に係る非課税について

貸ビル等が特定防火対象物（劇場、スーパーマーケット、旅館・ホテル等）に該当する場合は、消防用設備等及び防火施設等には、共用部分の一定部に非課税の規定が適用されます。